

国土動指第48号
平成23年10月25日
最終改正:平成28年8月12日国土動指第31号

各地方支分部局主管部長 あて

国土交通省土地・建設産業局不動産業課長

賃貸住宅管理業者登録規程に係る登録申請等について

賃貸住宅管理業者登録規程(国土交通省告示第998号)及び賃貸住宅管理業務処理準則(国土交通省告示第999号)を平成23年9月30日に公布し、同年12月1日から施行することとしたところである。

については、登録申請等に当たって留意すべき事項等を下記のとおりとするので、遗漏のないよう取り計らわれたい。

記

1. 登録の申請関係(規程第4条関係)

(1) 登録の申請に要する書類

規程第4条第1項及び第3項の規定に基づき次の書類を提出するものとする。ただし、登録を実施するために必要と認めるときは、下記(2)の省略書類その他の書類の提出を求めるものとする。

- ①規程別記様式第1号
- ②規程第6条第1項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面【別記様式第一号】
- ③役員(個人である場合においては、その者)に係る本人確認書類(運転免許証、旅券、健康保険証、国民年金手帳など氏名、住居、生年月日の記載のあるものの写し。)
- ④規程第4条第3項第4号及び第5号に掲げる書面
- ⑤登記事項証明書(法人である場合においては、その法人の登記事項証明書。個人である場合(営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代表人が法人である場合に限る。)においては、その法定代表人の登記事項証明書。)
- ⑥事務所について規程第7条に規定する要件を備えていることを証する書面
【別記様式第二号】
- ⑦事務所を使用する権原に関する書面【別記様式第三号】
- ⑧直前の事業年度の業務の状況に関する書面【別記様式第四号】
- ⑨法人である場合においては、直前の事業年度の貸借対照表及び損益計算書
- ⑩個人である場合においては、直前の財産の状況に関する書面【別記様式第五号】
- ⑪返信用の封筒(A4サイズ、宛先を記載の上120円分の切手を貼付したもの)

(2) 申請に要する書類の省略

宅地建物取引業法第2条第3号に規定する宅地建物取引業者は、上記③～⑤及び⑦は省略可能である。マンションの管理の適正化の推進に関する法律第2条第8号に規程するマンション管理業者は、上記④及び⑤は省略可能である。また、規程第3条第3項に基づく更新

の登録を受けようとする者で、直前の事業年度終了後、規程第9条による報告をした者は上記⑧及び⑨又は⑩は省略可能である。

(3)申請部数

関係書類正本一通を提出するものとする。

2.登録の実施関係(規程第5条及び第10条関係)

規程第5条第2項(第10条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく通知は、別記様式第六号によるものとする。この場合に1.(1)及び4.(1)により提出された返信用の封筒に通知書を同封し、申請者に送付するものとする。

3.登録をしない場合関係(規程第6条関係)

(1)登録の申請、登録の更新申請若しくは役員の変更の届出をする者は、規程第6条第1項に該当する事由の有無の審査のため、上記1.(1)及び下記4.(1)により提出された書類に記載の個人情報が警察当局に提供されることに同意の上、書類を提出するものとする。

(2)規程第6条第2項の規定に基づく通知は、別記様式第七号によるものとする。この場合に上記1.(1)により提出された返信用の封筒に通知書を同封し、申請者に送付するものとする。

4.変更の届出関係(規程第10条関係)

(1)添付書類

規程第10条第1項に基づく変更の届出に当たって、その変更が、商号又は名称、法人の役員(個人である場合はその者)、事務所に関するものであるときは、その届出に係る者又は事務所に関する規程第4条第3項第1号から第9号までに掲げる書類を添付するものとする。また、規程第4条第1項第5号に関する事項の変更の届出に当たっては、返信用の封筒(A4サイズ、宛先を記載の上120円分の切手を貼付したもの)を添付するものとする。ただし、登録の変更に必要と認めるときは、その他の書類の提出を求めるものとする。

(2)届出部数

関係書類正本一通を提出するものとする。

5.廃業等の届出関係(規程第11条関係)

規程第11条に基づく廃業等の届出に当たって、規程別記様式第五号に返信用の封筒(A4サイズ、宛先を記載の上120円分の切手を貼付したもの)を添付するものとする。

6.登録の抹消関係(規程第13条関係)

(1)規程第13条第1項第9号に基づく登録の抹消の申請に当たって、規程別記様式第六号に返信用の封筒(A4サイズ、宛先を記載の上120円分の切手を貼付したもの)を添付するものとする。

(2)規程第13条第2項において準用する第6条第2項の規定に基づく通知は、別記様式第八号によるものとする。